

補助金等に関する問い合わせは、各所管課へお願いします。

(単位:千円)

No.	会計	所管課名	件名	補助の概要	補助の目的	補助の効果	平成29年度 交付先	平成28年度 当初予算額	平成29年度 当初予算額	増減額
1	介護保険事業	長寿福祉課地域包括ケア推進室	訪問型サービスB及び通所型サービスB実施事業補助金	新しい総合事業の多様なサービスのうち、住民主体によるサービス提供を推進するため、当該サービスの立上げ及び運営に要する費用について補助金を交付する。	住民主体によるサービス提供団体に対し、補助金を交付することにより、地域の支え合いの推進を図る。	住民同士が支え合う仕組みづくりをすることで、地域でのつながりが活性化される。	訪問型サービスB又は通所型サービスBの設置・運営を行うとする団体	0	4,500	4,500
2	介護保険事業	長寿福祉課	高齢者居場所運営費補助金	高齢者が心身機能の衰えに伴い閉じこもりがちとなり、社会との接点を無くして孤立すること等を防ぐため、高齢者が気軽に集える居場所の開設・運営を行う個人又は団体に対し、補助金を交付し、高齢者の介護予防や健康づくりを推進し、地域包括ケアの実現に資する	高齢者の居場所に対し補助金を交付することにより、居場所の運営を行う。	高齢者の閉じこもりを防ぐとともに、介護予防を推進する。	個人又は団体	20,015	12,050	△ 7,965
3	介護保険事業	地域包括支援センター	認知症カフェ整備費補助金	認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)に基づき、認知症の人の介護者への支援のため、認知症カフェを整備することに要する費用の一部を補助するもの	モデル事業として認知症カフェの設置や運営に要する費用の一部補助を実施し、効果を検証する。	認知症の人と家族が、地域住民、専門職等を交えて、相互の情報を共有でき、理解し合う場ができることで、認知症の人やその家族の介護負担感の軽減につながる	認知症カフェの設置・運営を希望する団体	0	100	100
4	介護保険事業	地域包括支援センター	認知症カフェ運営費補助金	認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)に基づき、認知症の人の介護者への支援のため、認知症カフェを運営することに要する費用の一部を補助するもの	モデル事業として認知症カフェの設置や運営に要する費用の一部補助を実施し、効果を検証する。	認知症の人と家族が、地域住民、専門職等を交えて、相互の情報を共有でき、理解し合う場ができることで、認知症の人やその家族の介護負担感の軽減につながる	認知症カフェの設置・運営を希望する団体	0	60	60
5	介護保険事業	介護保険課	住宅改修支援事業補助金	介護サービスにおける住宅改修を行う際には、「住宅改修が必要な理由書」等が必要となっており、居宅介護支援の提供を受けていない要介護認定者等が住宅改修を行う場合に、「住宅改修が必要な理由書」を作成する介護支援専門員等に対し、1件当たり2000円を補助するもの	居宅介護支援の提供を受けていない要介護認定者においてもサービスが利用できるようにすることで、介護保険サービスの利用促進を図る	介護サービス利用の促進が図られる。	介護支援専門員等の属する事業所	96	96	0